NEWS RELEASE

発信日：令和５年２月２７日

各 位

三条信用金庫

「Ｍ＆Ａ支援機関登録制度」への登録について

三条信用金庫（理事長：西潟　精一）は、中小企業庁が創設した「M&A 支援機関に係る登録制度」において、要件を充足する支援機関として登録されましたのでお知らせします。

本制度は、中小企業が安心して M&A に取り組める基盤を構築するため、M&A 支援機関の行動指針を示した「中小 M&A ガイドライン」※1 の理解と普及を促進することを目的に中小企業庁が創設したものです。本制度に登録された支援機関の支援を受けた中小企業は、その活用に係る費用（M&A 仲介手数料等）が「事業承継・引継ぎ補助金（専門家活用型）」※2 の補助対象となります。

当金庫は、本制度の趣旨に鑑みて別紙「中小 M&A ガイドラン」の遵守を宣言し、お客さまが抱える事業承継に関する課題の解決に向けて、積極的に取り組んでまいります。

※1　中小企業庁が令和 2 年 3 月に策定したガイドライン。M&A の基本的な事項や手数料の目安を示すとともに、M&A 業者等に対して、適切な M&A のための行動指針を提示するもの。

※2　M&A の譲渡側･譲受側の双方の士業専門家の活用に係る費用（仲介手数料、デューデリジェンス費用、企業概要書作成費用など）を補助するもの。

＜「M&A 支援機関登録制度」と「事業承継・引継ぎ補助金（専門家活用型）」との関係図＞

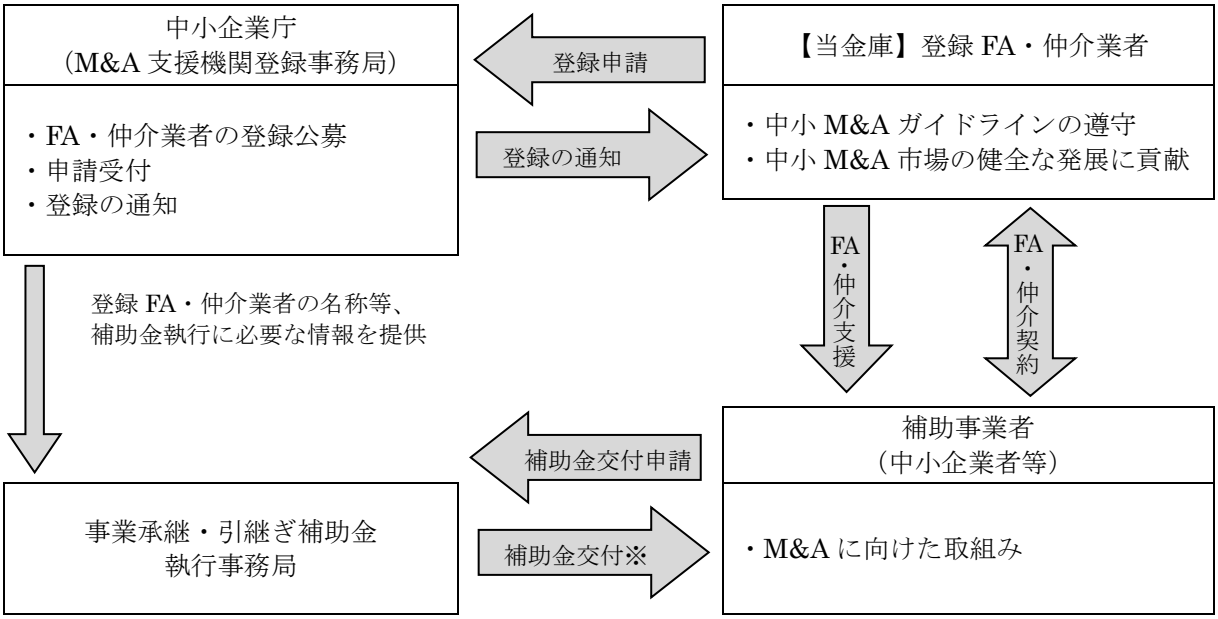

※FA・仲介に係る補助対象経費については、あらかじめ登録された事業者に限る

担当：営業統括部　田浦・和田　　TEL：0256-34-3474

〒955-8666　新潟県三条市旭町 2-5-10　　TEL ダイヤルイン 0256-34-3474　　FAX 0256-35-0841
ホームページアドレス　https://www.shinkin.co.jp/sanshin/　　TEL 代表　0256-34-3311

中小Ｍ＆Ａガイドライン遵守宣言

三条信用金庫

三条信用金庫は、中小企業庁が定める「中小 M&A ガイドライン」に記載されている事項について、登録 M&A 支援機関として下記事項を遵守することを宣言いたします。

【仲介契約・ＦＡ契約の締結について】

・ 仲介契約・FA 契約※1 の締結に当たり、業務形態の実態に合致した契約を締結します。
・ 契約締結前にお客さまに対し当該契約の内容について明確な説明を行います。なお、説明する契約内容の中で特に重要な点は以下のとおりです。

① 「譲り渡し側・譲り受け側の両当事者と契約を締結し、双方に助言する仲介者」と「一方当事者のみと契約を締結し、一方のみに助言する FA」との違いとそれぞれの特徴
② 提供する業務の範囲・内容（マッチング、バリュエーション※2、相手先との交渉、スキーム立案等）
③ 手数料に関する事項（算定基準、金額、支払時期等）
④ 秘密保持に関する事項（秘密保持の対象となる事実、士業等専門家等に対する秘密保持義務の一部解除等）
⑤ 専任条項※3（セカンド・オピニオンの可否等）
⑥ テール条項※4（テール期間、対象となる M&A 等）
⑦ 契約期間
⑧ お客さまが、仲介契約・FA 契約を中途解約できることを明記する場合には、当該中途解約に関する事項

※1：仲介契約・FA 契約
仲介契約とは、仲介者が譲り渡し側・譲り受け側双方との間で結ぶ契約。
FA 契約とは、FA（ファイナンシャル・アドバイザー）が譲り渡し側・譲り受け側の一方との間で結ぶ契約。

※2：バリュエーション
企業又は事業の価値を定量的に評価すること。評価額は、中小 M&A で譲渡額を決める際の目安の一つとして取り扱われる。

※3：専任条項
マッチング支援等において並行して他の仲介者・FA への依頼を行うことを禁止する条項。

※4：テール条項
マッチング支援等において、M&A が成立しないまま、仲介契約・FA 契約が終了した後、一定期間（いわゆる「テール期間」）内に、譲り渡し側が M&A を行った場合に、その契約は終了しているにもかかわらずその仲介者・FA が手数料を請求できることとする条項。

【専任条項について】

・ お客さまが他の支援機関の意見を求めたい部分を仲介者・FA に対して明確にした上、これを防げるべき合理的な理由がない場合には、お客さまに対し、他の支援機関に対してセカンド・オピニオンを求めることを許容します。ただし、相手方当事者に関する情報の開示を禁止したり、相談先を法令上又は契約上の秘密保持義務がある者や事業承継・引継ぎ支援センター等の公的機関に限定したりする等、情報管理に配慮します。
・ 専任条項を設ける場合には、仲介契約・FA 契約の契約期間を最長でも 1 年以内を目安として定めます。
・ お客さまが任意の時点で仲介契約・FA 契約を中途解約できることを明記する条項等（口頭での明言も含む。）も設けます。

【テール条項について】

・ テール期間は最長でも 2 年～3 年以内を目安とします。
・ テール条項の対象は、あくまで当金庫が関与・接触し、譲り渡し側に対して紹介した譲り受け側のみに限定します。

【仲介業務を行う場合における特則について】

・ 仲介契約締結前に、譲り渡し側・譲り受け側の両当事者と仲介契約を締結する仲介者であるということ（特に、仲介契約において、両当事者から手数料を受領することが定められている場合には、その旨）を、両当事者に伝えます。
・ 仲介契約締結に当たり、予め、両当事者間において利益相反のおそれがあるものと想定される事項※5 について、各当事者に対し、明示的に説明を行います。また、別途、両当事者間における利益相反のおそれがある事項（一方当事者にとってのみ有利又は不利な情報を含む。）を認識した場合には、この点に関する情報を、各当事者に対し、適時に明示的に開示します。
・ 確定的なバリュエーションを実施せず、お客さまに対し、必要に応じて士業等専門家等の意見を求めるよう伝えます。
・ 参考資料として自ら簡易に算定（簡易評価）した、概算額・暫定額としてのバリュエーションの結果を両当事者に示す場合には、以下の点を両当事者に対して明示します。

① あくまで確定的なバリュエーションを実施したものではなく、参考資料として簡易に算定したものであるということ
② 当該簡易評価の際に一方当事者の意向・意見等を考慮した場合、当該意向・意見等の内容
③ 必要に応じて士業等専門家等の意見を求めることができること

・ デューデリジェンス※6 を自ら実施せず、デューデリジェンス報告書の内容に係る結論を決定しないこととし、お客さまに対し、必要に応じて士業等専門家等の意見を求めるよう伝えます。

※5：両当事者間において利益相反のおそれがあるものと想定される例
譲り渡し側・譲り受け側の双方と契約を締結することから、双方のコミュニケーションや円滑な手続遂行を期待しやすくなる反面、必ずしも譲渡額の最大化だけを重視しないこと。

※6：デューデリジェンス
譲り渡し側における各種のリスク等を精査するため、主に譲り受け側が　FA や士業等専門家に依頼して実施する調査。

【最終契約の締結について】

・ 最終契約の締結に当たっては、契約内容に漏れがないようお客さまに対して再度の確認を促します。

【クロージングについて】

・ クロージングに向けた具体的な段取りを整えた上で、当日には譲り受け側から譲渡対価が確実に入金されたことを確認します。

【その他】

・ 上記のほか、中小 M&A ガイドラインの趣旨に則った対応をいたします。

以 上